

社会貢献の森における国民参加の森林づくり活動の実施主体の募集

静岡森林管理署管内の富士山国有林において、社会貢献の森における森林づくり活動を行う活動団体等を募集します。

下記事項に留意の上、静岡森林管理署にお申し込みください。

記

1 「社会貢献の森」の概要

「社会貢献の森」とは、林野庁が進める「協定締結による国民参加の森林づくり」制度の一つで、企業の社会的責任（C S R）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を自ら又は事業者に委託して行う活動を行うことのできる国有林のことです。

今回公募対象の森林は、令和3年度に撤去された体験宿泊施設跡地で、植付や植生保護柵の設置などを行い、富士山麓の豊かな生物多様性を保全することを目的とした森づくり活動を行うことができます。

2 「社会貢献の森」の対象地

場 所 静岡県富士宮市栗倉 富士山国有林 171 林班 ハ小班 0.96 h a

静岡県富士市大淵 富士山国有林 195 林班 イ小班 0.17 h a

協定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

注：協定期間は5年以内で、更新回数は原則2回までとします。ただし、植生状況等によっては、この限りではありません。

公募期間 令和8年2月9日（月）から令和8年3月10日（火）

3 公募にあたっての手続き等

（1）自主的な森林づくり活動の実施主体の要件

地方公共団体または自主的な森林づくり活動を行うことを目的とした民間団体（公益法人を含む）とします。

この場合、民間団体については以下の条件を全て満たさなければなりません。

- ① 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- ② 団体の意志を決定し、自主的な森林づくり活動を執行する体制を確立していること。
- ③ 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。

（2）申し込み方法

自主的な森林づくり活動を希望する団体は、静岡森林管理署ホームページに掲載されている「社会貢献の森における活動希望申請書」（以下、「申請書」という。）に

必要事項を記載の上、静岡森林管理署にお申し込みください。

対象地は、区画①～⑥の6つの区画となっています。希望される区画の番号を申請書の「5.その他」欄に記載してください。複数の区画を希望することも可能です。

(3) 選定方法等

申請書の記載内容等から適切と認められる団体を実施主体として選定させていただきます。

なお、申請書を提出した団体に対し、選定結果を通知することとします。

(4) 公募に関する問合せ先

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120

静岡森林管理署 業務グループ 森林ふれあい担当

電話 050-3160-6015

メールアドレス ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp

4 森林整備活動（植付、獣害・病虫害対策、下刈等）の計画等

- (1) 「社会貢献の森における森林整備活動計画書」により5年間の計画を作成し、申請書とともに静岡森林管理署へ提出してください。
- (2) 計画の作成にあたっては、「(別添) 森林整備活動計画書の作成にあたって」を参考に作成してください。
- (3) 複数の区画を希望される場合は、区画ごとの計画を記載してください。

5 協定の締結

自主的な森林づくり活動の実施にあたっては、実施主体と静岡森林管理署との間ににおいて、次の事項を内容とする協定を締結することになります。

- ①協定の目的
- ②社会貢献の森の名称、位置及び面積
- ③全体活動計画書の提出
- ④年間活動計画書の提出及び活動実績の報告
- ⑤入林の際の連絡・調整
- ⑥安全確保等の措置
- ⑦経費の負担
- ⑧立木竹等の所有権等の権利
- ⑨施設の設置等
- ⑩法令等の遵守
- ⑪山火事防止等の措置
- ⑫損害賠償
- ⑬活動の円滑な実施への協力

- ⑭社会貢献の森の適切な管理
- ⑮協定の破棄
- ⑯協定の有効期間
- ⑰その他必要と認められる事項

5 その他

- (1) 社会貢献の森の対象地の現地案内は、静岡森林管理署が行います。
- (2) 森林づくり活動の実施に関する経費は、実施主体の負担となります。
- (3) 必要な資材・道具置場等の施設の設置は、簡易なものに限ります。特に、森林整備活動時のトイレの設置については事前に静岡森林管理署と協議し、実施主体が活動の都度、設置及び撤去を行うこととします。
- (4) 実施主体は、協定期間内であっても、社会貢献の森における立木竹等についての所有権及び森林づくり活動により生ずる全ての権利は有しないことになります。
- (5) 協定を締結した場合、ホームページ及び掲示場にて公表します。
- (6) 対象地の法令制限については、以下のとおりです。
 - ・富士箱根伊豆国立公園普通地域
 - ・鳥獣保護区普通地域

なお、対象地の周囲の森林は、上記の法令等の他に、森林法における保安林（水源涵養等）に指定されています。
- (7) 現地の駐車場については、静岡森林管理署が指定する場所とします。なお、駐車場から対象地までは徒歩での移動となります。
- (8) ツキノワグマが出没する可能性がありますので、活動にあたっては安全に配慮し、事前の準備等を行うようしてください。
- (9) 詳細については、電子メールにより静岡森林管理署にお問い合わせください。

令和8年2月9日

静岡森林管理署長 高柳 威晴

担当：業務グループ 森林ふれあい担当
電話：050-3160-6015
メールアドレス：ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp